

## 電子記録債権規程集一部改正のお知らせ

令和2年3月9日より、電子記録債権規程集（でんさいネット重要事項、とちぎんでんさいネット利用規約）の一部を改正しますので、お知らせいたします。

### でんさいネット重要事項 新旧対照表

○変更した項目のみ記載。

| 新   |   | 旧                  |  |
|---|---|--------------------|--|
| 項目  | ご注意いただきたいこと   | 項目                 | ご注意いただきたいこと  |
| 他の記録<br>機関との<br>関係<br><u>（記録機<br/>関変更記<br/>録）</u> | <p>➤<u>でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。</u></p> <p>➤<u>なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。</u></p> | 他の記録<br>機関との<br>関係 | <p>➤<u>他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットでお取り扱いすることができません。また、でんさいネットのでんさいも、他の電子債権記録機関でお取り扱いすることができません。</u></p> |

## とちぎんでんさいネット利用規約 新旧対照表

○変更した条文のみ記載。

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(当行による利用契約の解約に係る通知)</p> <p>第12条 当行からの利用者に対する利用契約の解約(解除)通知は、当行所定の方法によるものとします。また、規程第16条の定めその他、利用者が次に掲げる事由に該当する場合においても、当該利用者に係る利用契約を解約(解除)できるものとします。</p> <p>一 住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明になったとき</p> <p>二 規程等または本規約に違反する等、当行が本サービスの中止を必要と判断する相当事由が発生したとき</p> <p><u>2 決済口座について解約または取扱店を変更した場合(休眠預金等活用法により支払指定口座が預金保険機構へ移管された場合を含む)は利用契約を解約(解除)します。また、とちぎんビジネスダイレクトについて解約した場合、解約通知および解約申込書なしで解約できるものとします。</u></p> <p><u>3 利用契約については、でんさいの債権・債務のすべてが消滅しない限り解約となりません。</u></p> | <p>(当行による利用契約の解約に係る通知)</p> <p>第12条 当行からの利用者に対する利用契約の解約(解除)通知は、当行所定の方法によるものとします。また、規程第16条の定めその他、利用者が次に掲げる事由に該当する場合においても、当該利用者に係る利用契約を解約(解除)できるものとします。</p> <p>一 住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明になったとき</p> <p>二 規程等または本規約に違反する等、当行が本サービスの中止を必要と判断する相当事由が発生したとき</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 利用契約については、でんさいの債権・債務のすべてが消滅しない限り解約となりません。</u></p> |
| <p>(電子記録等の請求の手続き)</p> <p>第18条 利用者は、インターネットに接続できるパーソナルコンピューター(以下「端末」といいます。)を介し、法人IBを通じて記録請求を行うこととします。(一部の記録請求については、書面による手続きが必要となります。その場合は、当行所定の方法で記録請求を行うこととします。)</p> <p><u>2 利用者が、特定記録機関変更記録の請求をする場合には、提携記録機関の定めに従い、提携記録機関に申し出て行うこととします。</u></p> <p><u>3 利用者の端末障害等、止むを得ない理由により本サービスの利用が困難な状況となった場合に</u></p>   | <p>(電子記録等の請求の手続き)</p> <p>第18条 利用者は、インターネットに接続できるパーソナルコンピューター(以下「端末」といいます。)を介し、法人IBを通じて記録請求を行うこととします。(一部の記録請求については、書面による手続きが必要となります。その場合は、当行所定の方法で記録請求を行うこととします。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 利用者の端末障害等、止むを得ない理由により本サービスの利用が困難な状況となった場合に</u></p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>ついては、営業店において書面による取り次ぎを受付します。ただし、この場合は、取引終了まで一定の日数を要しますのでご了承のうえお申込み願います。</p> <p><u>4</u> 前項の受付時間は、当行の営業時間内とし、併せて当行所定の手数料をいただきます。</p>  | <p>いては、営業店において書面による取り次ぎを受付します。ただし、この場合は、取引終了まで一定の日数を要しますのでご了承のうえお申込み願います。</p> <p><u>3</u> 前項の受付時間は、当行の営業時間内とし、併せて当行所定の手数料をいただきます。</p>   |
| <p>(規約の変更)</p> <p><u>第34条</u> <u>本規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>(サービスの追加)</p> <p><u>第35条</u> <u>本サービスに今後追加されるサービスについて、利用者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。</u></p> <p><u>2</u> <u>サービス追加時には、本規約を追加・変更する場合があります。</u></p> <p>(サービスの廃止)</p> <p><u>第36条</u> <u>本サービスで実施しているサービスの全部または一部について廃止する場合があります。</u></p> <p><u>その際は、当行ホームページへの掲載または、その他相当の方法にて公表することとします。</u></p> | <p>(規約の変更)</p> <p><u>第34条</u> <u>当行は、本規約の内容を契約者に通知することなく、任意に変更することができることとします。変更日以降は、変更後の規約に従い取り扱うものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>                                   |
| <p>(契約期間)</p> <p><u>第37条</u> この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p> <p>(機密の保持)</p> <p><u>第38条</u> 当事者は、本規約に従って知り得た相手方の情報については、規定等および本規約に定める場合を除き第三者に漏洩しないよう万全の措置をとることとし、この措置は本契約の終了後も継続します。</p>   | <p>(契約期間)</p> <p><u>第35条</u> この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p> <p>(機密の保持)</p> <p><u>第36条</u> 当事者は、本規約に従って知り得た相手方の情報については、規定等および本規約に定める場合を除き第三者に漏洩しないよう万全の措置をとることとし、この措置は本契約の終了後も継続します。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(権利の譲渡・質入の禁止)</p> <p>第39条 契約者は、本規約に関する一切の権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡しまたは質入することはできません。</p> | <p>(権利の譲渡・質入の禁止)</p> <p>第37条 契約者は、本規約に関する一切の権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡しまたは質入することはできません。</p> |
|---|---|